

<問題 1>

AからCまでのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか後記 1 から 3 までの中から 1 つ選びなさい。

- A 輸出令別表第 1 の 2 の項 (1 2) 1 の「数値制御を行うことができる工作機械」の規定は、NSGガイドライン・パート 2 が基になっている。
- B 輸出令別表第 1 の 9 の項 (7) の「暗号装置又はその部分品」の規定は、ワッセナー・アレンジメントの Category 5 - Part 1 Telecommunications が基になっている。
- C 輸出令別表第 1 の 1 4 の項 (5) の「自給式潜水用具又はその部分品」の規定は、ワッセナー・アレンジメントの Category 9 Aerospace and Propulsion が基になっている。

- 1. 1 個
- 2. 2 個
- 3. 3 個

＜問題 2＞

本邦にあるメーカーXは、米国にあるメーカーYより、輸出令別表第1の5の項（5）に該当する合金粉末製造装置P（以下「装置P」という。）のために専用設計された省電力型のマイコンQ（以下「マイコンQ」という。）の製造を依頼された。マイコンQの該非判定について、正しい説明を後記1から3までの中から1つ選びなさい。

（参照条文）

	貨 物
輸出令別表第1の5の項(5)	ニッケル合金、チタン合金、ニオブ合金、アルミニウム合金若しくはマグネシウム合金若しくはこれらの粉又はこれらの製造用の装置若しくはその部分品若しくは附属品(2の項の中欄に掲げるものを除く。)
貨物等省令第4条第五号	合金の粉末又は合金の粒子状物資の製造用に設計した装置であって、次のイ及びロに該当するもの イ コンタミネーションを防止するように特に設計したもの ロ 第七号ハ(二)1から8までのいずれかに該当する方法において使用するように特に設計したもの

1. マイコンQは、輸出先の米国で装置Pに組み込まれ、かつ、半田付けされるのであれば、輸出令別表第1の5の項（5）、貨物等省令第4条第五号に非該当と判定する。
2. 輸出令別表第1の5の項（5）では、「これらの製造用の装置若しくはその部分品若しくは附属品」と規定されている。装置Pのために専用設計されたマイコンQは、専用部分品であり、輸出令別表第1の5の項（5）、貨物等省令第4条第五号に該当と判定する。
3. 輸出令別表第1の5の項（5）では、「これらの製造用の装置若しくはその部分品若しくは附属品」と規定されているが、貨物等省令第4条第五号では、「装置」のみが規制されている。よって、装置Pのために専用設計されたマイコンQは、輸出令別表第1の5の項（5）、貨物等省令第4条第五号に非該当と判定する。

＜問題 3＞

AからCまでのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか、後記 1 から 3 までの中から 1 つ選びなさい。

- A 令和 7 年 1 0 月 9 日から、輸出令別表第 1 の 1 6 の項は、輸出令別表第 1 の 1 6 の項（1）と輸出令別表第 1 の 1 6 の項（2）の 2 つに分かれた。
- B 令和 7 年 1 0 月 9 日から、外為令別表の 1 6 の項は、外為令別表の 1 6 の項（1）と外為令別表の 1 6 の項（2）の 2 つに分かれた。
- C 令和 7 年 1 0 月 9 日から、本邦にあるメーカーが輸出令別表第 1 の 1 6 の項に該当する貨物を輸出令別表第 3 の地域に輸出しようとする際、経済産業大臣から輸出許可申請のインフォームを受けることがあり得るが、この場合の輸出許可申請の根拠条文は、外為法第 4 8 条第 1 項である。

- 1. 1 個
- 2. 2 個
- 3. 3 個

＜問題 4＞

包括許可取扱要領の別表 4 の左欄の条件の（13）の（表 1）について、A から C までのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか後記 1 から 3 までの中から 1 つ選びなさい。

- A 特別一般包括役務取引許可が適用できる外為令別表の 6 の項（2）に該当する技術をタイにあるタイ軍の研究所向けに提供する際、「核兵器等の開発等」に「利用されるおそれがある場合」、当該取引について包括許可が失効する。
- B 特別一般包括役務取引許可が適用できる外為令別表の 6 の項（2）に該当する技術をスイスにあるスイス軍の研究所向けに提供する際、「核兵器等の開発等」に「利用されるおそれがある場合」、経済産業大臣から通知を受けたときに限り、失効する。
- C 特別一般包括役務取引許可が適用できる外為令別表の 6 の項（2）に該当する技術をバングラデシュにあるバングラデシュ軍の研究所向けに提供する際、「核兵器等の開発等」に「利用される疑いがある場合」、当該取引について包括許可が失効する。

- 1. 1 個
- 2. 2 個
- 3. 3 個

＜問題 5＞

通常兵器キャッチオール規制について、AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記 1 から 3 までの中から 1 つ選びなさい。

- A 本邦にある企業が中国にある企業に輸出する場合、輸出貨物が輸出令別表第 1 の 1 6 の項（1）に該当し、通常兵器キャッチオール規制の用途要件に該当する場合、輸出許可申請が必要となる。
- B 本邦にある企業がタイにある企業に輸出する場合、輸出貨物が輸出令別表第 1 の 1 6 の項（2）に該当し、通常兵器キャッチオール規制の用途要件に該当する場合、輸出許可申請が必要となる。
- C 本邦にある企業がデンマークにある企業に輸出する場合、輸出貨物が輸出令別表第 1 の 1 6 の項（1）に該当し、通常兵器キャッチオール規制の用途要件に該当する場合、輸出許可申請が必要となる。

- 1. 1 個
- 2. 2 個
- 3. 3 個

<問題 6>

外為令別表の7の項について、AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

(参照条文)

外為令別表	技術
7の項	(1)輸出貿易管理令別表第1の7の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (2)輸出貿易管理令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (3)集積回路の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((1)及び4の項の中欄に掲げるものを除く。) (4)超電導材料を用いた装置の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((1)に掲げるものを除く。) (5)電子管又は半導体素子の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((1)に掲げるものを除く。)

- A 本邦にあるX大学が、輸出令別表第1の7の項(9)に該当するサンプリングオシロスコープのオーバーホールの方法について、米国にあるメーカーYに文書で提供する場合、役務取引許可が必要である。
- B 本邦にあるメーカーXが、輸出令別表第1の7の項(14)に該当するネットワークアナライザーの分解修理の方法について、米国にあるメーカーYに口頭で提供する場合、役務取引許可が必要である。
- C 本邦にあるメーカーXが、輸出令別表第1の7の項(15)に該当する原子周波数標準器の操作マニュアルを英訳するために、オーストラリアにある翻訳事務所Yにメールで提供する場合、役務取引許可が必要である。

1. 0個
2. 1個
3. 2個

＜問題 7＞

「技術管理強化のための官民対話スキーム」に関連する A から C までのうち、正しい説明はいくつあるか、後記 1 から 3 までの中から 1 つ選びなさい。

- A 重要管理対象技術告示の重要管理対象技術は、外為令別表の 1 から 15 までの項に該当する設計、製造又は使用に係る技術から構成されている。
- B 外為令別表の 16 の項に該当する使用に係る技術は、重要管理対象技術告示の重要管理対象技術に該当しない。
- C 重要管理対象技術告示の重要管理対象技術のうち、ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引は報告の対象外である。

- 1. 1 個
- 2. 2 個
- 3. 3 個

＜問題 8＞

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか、後記 1 から 3 までの中から 1 つ選びなさい。

- A リスト規制該当技術が含まれており、専門のエンジニアの技術支援が必要なものであっても、市販されているソフトウェアは、貿易外省令第 9 条第 2 項第十四号イのいわゆる「市販プログラム」にあたり、役務取引許可は不要である。
- B 本邦にある書店で販売されている書籍については、リスト規制に該当する技術を含んでいたとしても、不特定多数の者が購入できるのであれば、貿易外省令第 9 条第 2 項第九号の「公知の技術」にあたり、役務取引許可は不要である。
- C 本邦にある X 大学の P 教授は、来週、共同研究のため英国にある Y 大学の Q 教授を訪問する予定である。その際、本邦から外為令別表の 2 の項（2）に該当する NC プログラム W を提供する予定であるが、同じプログラムが英国内で販売されているのを確認できれば、貿易外省令第 9 条第 2 項第九号の「公知の技術」にあたり、役務取引許可は不要である。

- 1. 1 個
- 2. 2 個
- 3. 3 個

＜問題 9＞

本邦にある貿易会社Aは、輸出令別表第1の9の項（7）に該当する暗号装置X（100セット・総価額90万円）をチェコ（い地域①）にあるメーカーBに輸出する契約を20××年2月1日に結び、20××年6月1日に輸出する予定である。メーカーBに事前に操作マニュアル（外為令別表の9の項（1）、貨物等省令第21条第1項第三号に該当）を送る場合の対応について、貿易外省令第9条第2項第十二号が適用できるか、正しい説明を後記1から3までの中から1つ選びなさい。なお、当該操作マニュアルは、使用技術告示第一号で規定されていない。また、輸出令別表第1の9の項（7）は告示貨物ではない。他に貿易会社Aは、20××年3月1日に有効期限が3年間の特別一般包括役務取引許可を取得している。

1. 貿易会社Aは、暗号装置Xの輸出について、少額特例が適用できるので、操作マニュアルをメーカーBと契約を締結した20××年2月1日から、メーカーBに提供することができる。
2. 貿易会社Aは、暗号装置Xの輸出について、契約前でも少額特例が適用できるのは予想できるので、操作マニュアルを20××年2月1日以前でも、メーカーBに提供することができる。
3. 貿易会社Aは、20××年3月1日に特別一般包括役務取引許可を取得しているので、特別一般包括役務取引許可が適用できる操作マニュアルを20××年3月1日から、メーカーBに提供することができる。

（参考条文）貿易外省令第9条第2項第十二号

十二 貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術（プログラム及び経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）であって、当該貨物の据付、操作、保守又は修理のための必要最小限のものを当該貨物の買主、荷受人又は需要者に対して提供する取引（輸出の許可を受けた日又は貨物の輸出契約の発効した日のいずれか遅い日以降に提供されるものに限る。）。ただし、当該技術のうち、保守又は修理に係る技術の提供については、次のいずれかに該当するものを除く。

イ 当該貨物の性能、特性が当初提供したものよりも向上するもの

ロ 修理技術であって、その内容が当該貨物の設計、製造技術と同等のもの

ハ 令別表中欄に掲げる技術であって、貨物の設計、製造に必要な技術が含まれるもの

<問題 10>

下記にある（P）及び（Z）に入る正しい用語を後記 1 から 3 までの中から 1 つ選びなさい。

外為法第 25 条第 1 項では、「（P）」を規制しています。役務通達 1（3）サで、「（P）」とは、有償無償にかかわらず、（P）当事者双方の合意に基づくものをいい」と規定していますので、リスト規制該当技術を出張者が自己使用目的で海外に持ち出す場合は、「（P）当事者双方の合意」はありませんので、「（P）」にあたりません。また、「（Z）」することを目的とする（P）とは、特定国において又は特定国の非居住者に対して技術を（Z）」することを内容とする（P）」と規定されています。自己使用目的の場合は、他者が利用できる状態に置く「（Z）」ではありませんので、外為法第 25 条第 1 項の「（Z）」にもあたりません。

1. （P）提供（Z）取引
2. （P）取引（Z）提供
3. （P）契約（Z）提供

<問題 1 1>

特定類型に関連するAからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 役務通達1（3）サの特定類型①（イ）では、「外国法人等」については規定があるが、「外国政府等」については規定がない。
- B 役務通達1（3）サの特定類型①（ロ）では、「外国法人等」については規定があるが、「外国政府等」については規定がない。
- C 役務通達1（3）サの特定類型②又は③の規定には、「外国法人等」については規定がない。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

＜問題 12＞

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までのの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるメーカーXは、米国にあるメーカーYより、輸出令別表第1の1の項(1)に該当するオリンピック用の空気銃の注文を受けた。総価額は50万円であったので、この場合、少額特例を適用して輸出できる。
- B 本邦にあるメーカーXは、ベルギーにあるメーカーYより、家電製造用に輸出令別表第1の7の項(1)に該当する集積回路の注文を受けた。総価額は90万円であったので、この場合、メーカーXは、取得している特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を適用して当該集積回路を輸出しても良いし、少額特例を適用して輸出しても良い。
- C 本邦にあるメーカーXは、オランダにあるメーカーYより、家電製造用に輸出令別表第1の15の項(1)に該当する無機繊維の注文を受けた。総価額は90万円であったので、少額特例を適用することはできない。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

＜問題 13＞

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までのの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるメーカーXは、毎年1回、輸出令別表第1の6の項(1)に該当する貨物(100セット)を販売用に海外支店に輸出しているので、特定重要貨物等輸出者等にあたる。
- B 本邦にあるメーカーYは、毎年1回、輸出令別表第1の16の項に該当する貨物(100セット)を販売用に海外支店に輸出している。特定重要貨物等輸出者等にはあたらないが、遵守基準省令第1条第二号イの「統括責任者」を選任する法的義務がある。
- C 本邦にある貿易会社Zは、毎年1回、外為令別表の16の項に該当するCADプログラム(100セット)を販売用に海外支店に提供している。特定重要貨物等輸出者等にあたらないが、貿易会社Zの全社員は、役員を含めて2,000人で、そのうち、海外営業部門は、担当役員を含めて、計500人であるが、貿易会社Zは、全社員に対し、遵守基準省令第1条第一号ロにより、「最新の法及び法に基づく命令の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行う」法的義務がある。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

＜問題 14＞

輸出令第4条第1項第三号イ及びハの経済産業省令について、正しい説明を後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- 1. イ 核兵器等開発等告示 ハ 通常兵器開発等告示
- 2. イ 貿易外省令 ハ 貿易外省令
- 3. イ 核兵器等開発等省令 ハ 通常兵器開発等省令

（参考条文）

- 三 別表第1の16の項（1）に掲げる貨物（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を同項の下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であつて、次に掲げるいずれの場合にも該当しないとき。
- イ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。
 - ロ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。
 - ハ その貨物が別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。ニ、次号ハ及びニ並びに次項第三号ロにおいて同じ。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。
 - ニ その貨物が別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

＜問題 15＞

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可について、AからCのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。なお、「返送に係る輸出」ではない。

- A 貿易会社Xは、告示貨物に該当する貨物（総価額150万円）を中国にあるメーカーPに輸出する場合は、取得している特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、輸出することができない。
- B 貿易会社Xは、輸出令別表第1の1の項（1）に該当する建築用の産業用銃（総価額50万円）を米国にある建築メーカーQに輸出する場合、取得している特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、輸出することができない。
- C 貿易会社Xは、輸出令別表第1の15の項（1）に該当する貨物（総価額150万円）を英国にある電機メーカーRに輸出する場合は、取得している特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、輸出することができない。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 16>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 一般包括許可の申請は、経済産業局（通商事務所を含む。）又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課に行わなければならない。
- B 特別一般包括許可の申請は、経済産業局（通商事務所を含む。）又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課に行わなければならない。
- C 特別返品等包括許可の申請は、経済産業局（通商事務所を含む。）又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課に行わなければならない。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 17>

AからCまでのうち、包括許可取扱要領の別表3の「特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の条件」について、下線部分が正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の条件として、
「輸出管理内部規程のうち輸出者等遵守基準を確実に実施すること。」が規定されている。
- B 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の条件として、
「特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の有効期間内において、毎年7月1日から31日までの間に、輸出者等概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを経済産業大臣に提出すること。」が規定されている。
- C 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の条件として、
「輸出管理内部規程の内容のうち、外為法等遵守事項に関連する部分に変更が生じたときは、1か月以内に経済産業省に報告すること。」が規定されている。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個

<問題 18>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 遵守基準省令で義務規定とされている「用途及び需要者等を確認する手続」は、外為法等遵守事項では努力規定とされている。
- B 遵守基準省令で義務規定とされている「関係法令に違反したとき、又は違反したおそれがあるとき」は、外為法等遵守事項でも義務規定とされている。
- C 遵守基準省令で努力規定とされている「該非確認に係る手続」は、外為法等遵守事項では、義務規定とされている。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 19>

AからCまでのうち、包括許可取扱要領について、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。なお、輸出する貨物は、輸出令別表第1の6の項(1)に該当する軸受(総価額200万円)とします。

- A 本邦からレバノンを経由して、フランスに輸出する場合は、一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可は、適用できる。
- B 本邦からシリアを経由して、フランスに輸出する場合は、一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可は、適用できる。
- C 本邦からアイルランドを経由して、フランスに輸出する場合は、一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可は、適用できる。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 20>

AからCまでのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか後記 1 から 3 までの中から 1 つ選びなさい。

- A 本邦にあるメーカーXは、少額特例を適用して、中国向けに貨物Mを輸出した。この場合、貨物Mの輸出関連書類等は、輸出時から少なくとも5年間保存する必要がある。
- B 本邦にあるメーカーXは、取得している一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、米国向けに輸出令別表第1の3の2の項（2）に該当する貨物Nを輸出した。この場合、貨物Nの輸出関連書類等は、輸出時から少なくとも7年間保存する必要がある。
- C 本邦にあるメーカーXは、シンガポールにあるメーカーYに貨物P（輸出令別表第1の16の項該当）を注文したところ、貨物Q（輸出令別表第1の1の項には該当しないが、15の項に該当すると思われる無機繊維）が誤って送られてきた。メーカーXが、貨物QをメーカーYに特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可による返送に係る輸出をした場合、貨物Qの輸出関連書類等は、輸出時から少なくとも7年間保存する必要がある。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

＜問題 2 1＞

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

本邦にあるK大学に通う中国人留学生R（初来日から5ヶ月目）は、留学費用の全額を北京にある原子力関連メーカーZより提供を受けている。K大学が外為令別表の16の項に該当する人造黒鉛の製造技術を研究用に留学生Rに提供する場合、留学生Rは特定類型②にあたらないが、非居住者なので、キャッチオール規制の要件に該当しないか確認をする必要がある。

1. 正しい。
2. 誤っている。

＜問題 2 2＞

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

本邦にあるメーカーMは、毎年、自社の株主に対して、工場見学を実施している。工場見学のルートは、株主専用で、外為令別表の5の項に該当する製造技術に関する説明も行っている。株主は、事前に申し込みをネットで行い、抽選に当たれば、見学することができる。メーカーMでは、来週実施する工場見学で、非居住者のインド人株主5名の工場見学を受け入れる予定であるが、この場合、役務取引許可は必要である。

1. 正しい。
2. 誤っている。

<問題 23>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

輸出管理規則(EAR)においても、日本と同様に国連武器禁輸国向けの通常兵器キャッチオール規制が実施されている。

1. 正しい。
2. 誤っている。

＜問題 24＞

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

日本の外国ユーザーリスト掲載者への輸出と同様に、輸出管理規則 (EAR) の Entity List 掲載者へ EAR 規制対象品目を再輸出する場合は、大量破壊兵器用途でないことが明らかな場合には、BIS の許可は不要である。

1. 正しい。
2. 誤っている。

＜問題 25＞

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

許可例外 TSR は B 国群向けの技術・ソフトウェアの輸出又は再輸出に適用可能な許可例外であり、許可例外 GBS は B 国群向け貨物の輸出又は再輸出に適用可能な許可例外である。

1. 正しい。
2. 誤っている。